



災害に伴う町税の期限の延長

令和 8 年度粕屋町告示第 9 9 号

粕屋町税条例（昭和 3 2 年粕屋町条例第 1 8 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町税に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）について、納税者の住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、主たる事務所又は事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該町税の納期限等が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

粕屋町長 箱田 彰



県 名	指 定 地 域
熊 本 県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町